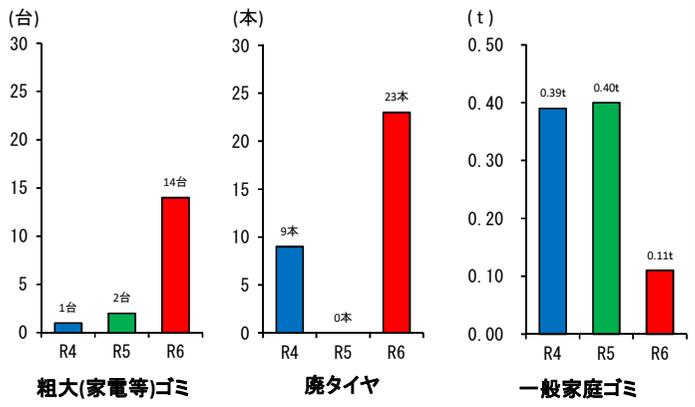




凡 例

種 別	
	一般家庭ゴミ
	粗大(家電等)ゴミ
	廃タイヤ



河川にゴミを捨てる行為は違法です。

○河川法(河川法施行令第16条の4)
 何人も、みだりに次の行為をしてはならない。
 河川区域内の土地に土砂又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てること。
罰則 3ヶ月以下の懲役、または20万円以下の罰金

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第5条)
 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第16条)
 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。
罰則 5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの両方

みんなの鶴川を大切に

鶴川ゴミマップ

～川はゴミ捨て場ではありません！～

【お問い合わせ先】

国土交通省 北海道開発局 室蘭開発建設部
 鶴川沙流川河川事務所 計画課
 〒055-0101 沙流郡平取町二風谷24-4
 Tel 01457-2-4221